

情報通信産業振興地域・特区における税制措置

趣旨

情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資の活発化によって沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図る。

地域範囲

地域：那覇市等24市町村

特区：那覇市等5市町村

措置概要

①所得控除（40%控除）※特区においてのみ適用

- ・本店等所在地、法人設立後の経過年数、従業員数等所要の要件を満たす場合に適用
- ・県知事による所要の事業認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

②投資税額控除

- ・控除率：機械装置等15%、建物等8% ※限度額あり、4年間繰越可
- ・取得下限額：機械装置等100万円超、建物等1,000万円超
- ・事業計画等について、県知事による所要の認定及び主務大臣による所要の確認を受けた場合に適用

①、②は選択制

③地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）の課税免除等

※各措置には、それぞれ別途適用要件あり。

対象事業

情報通信産業振興地域	情報通信産業特別地区
電気通信業	データセンター(IDC)
ソフトウェア業 (パッケージソフトウェア業を除く)	情報通信機器相互接続検証事業
	受託開発ソフトウェア業
	情報システム開発業
	システムインテグレーション(SI)サービス業
	組み込みソフトウェア業

情報通信産業振興地域	情報通信産業特別地区
情報処理・提供サービス業	バックアップセンター
	セキュリティデータセンター
	データベースサービス業
インターネット付随サービス業	アプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)
	セキュリティサービス業



適用期限

令和9年3月31日まで

※下線部は令和7年度税制改正における拡充等

情報通信産業振興地域・特区

地域・特区	対象区域
情報通信産業振興地域 (24市町村)	宜野湾市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、 宮古島市、南城市、本部町、恩納村、金武町、 読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、 西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町
同産業特別地区 (3地区5市村)	那覇市、浦添市、名護市、宜野座村、うるま市

